

「共生」について

1 第3回懇談会資料（資料5）における表記

本市の行政経営上の課題【総括】

(A) 市民と行政との「共生」

2 「共生」の概念・定義等

(1) 「共生」の定義（広辞苑第5版 岩波書店）

- ①ともに所を同じくして生活すること
- ②別種の生物が一所に棲息し、互いに利益を得て共同生活を営むと考えられる状態

(2) 法律における使用例

法律名	条文等（抜粋）
生物多様性基本法 平成20年6月6日法律第58号	（目的）第1条 ～，もって豊かな生物の多様性を保全し，その恵沢を将来にわたって享受できる <u>自然と共生する社会</u> の実現を図り，～
海洋基本法 平成19年4月27日法律第33号	（目的）第1条 ～，もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに， <u>海洋と人類の共生</u> に貢献することを～
食育基本法 平成17年6月17日法律第63号	前文 ～， <u>都市と農山漁村の共生・対流</u> を進め，「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して，～
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 平成15年7月25日法律第130号	（基本理念）第3条 ～，豊かな自然を保全し及び育成して <u>これと共生する地域社会を構築</u> すること並びに循環型社会を形成し，～
自然再生推進法 平成14年12月11日法律第148号	（目的）第1条 ～，もって生物の多様性の確保を通じて <u>自然と共生する社会</u> の実現を図り，～
動物の愛護及び管理に関する法律 昭和48年10月1日法律第105号	（基本原則）第2条 ～， <u>人と動物の共生</u> に配慮しつつ，～

(3) 内閣府における定義（内閣府ホームページ）

少子・高齢化やライフスタイルの多様化が進む現在、国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが重要

(4) 共生社会形成促進のための政策研究会報告書（内閣府：H17.6）

～「共に生きる新たな結び合い」の提唱～

「国内文献を踏まえた共生社会概念の整理」の項から抜粋

作家 「書籍名」	本文（抜粋）
○井上達夫 「共生の作法－会話としての正義」創文社	共生は異なる者の共生であり、異なる人々が、自由な活動と参加の機会を相互に承認し、相互の関係を積極的に築き上げてゆけるような社会的結合である
○三重野卓 『生活の質』と共生」白桃書房	共生とは、第一に、異質なものを、多様なものが、それぞれの差異にもかかわらず、共に在り、共に存在し、生きることを表し、第二に、他者を受容し、ときには葛藤し、ときには協働することを意味する

(5) 第5次宇都宮市総合計画（平成20年3月）

本市が目指すべき将来の「うつのみや像」や、まちづくりの基本方向を示す「第5次宇都宮市総合計画」の中では、
基本施策「市民の相互理解と共生のこころを育む」や、
施策体系のひとつである「多文化共生の地域づくり」において、
「共生」の用語を用いている。